

## 綾瀬市就学援助医療費実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条に定める必要な援助（以下「就学援助医療費」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 要保護者 綾瀬市就学援助要綱（以下「就学援助要綱」という。）第8条第3項により、要保護者に決定された者をいう。

(2) 準要保護者 就学援助要綱第8条第1項により、準要保護者に決定された者をいう。

### (資格)

第3条 就学援助医療費の給付を受ける者は、綾瀬市立小中学校に在籍（綾瀬市学校教育法施行細則（昭和56年綾瀬市教育委員会規則第21号）第9条第2項の規定により、綾瀬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から綾瀬市立小中学校への区域外就学を承諾された場合を含む。）している児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 要保護者

(2) 準要保護者

### (対象経費等)

第4条 就学援助医療費の対象経費は、学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条各号に定める疾病の治療に要する費用とする。

2 対象経費にかかる金銭給付の額は、治療に要した費用の実費とする。

### (申請)

第5条 就学援助医療費を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就学援助医療費申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

### (決定等)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、第3条により適否を決定する。ただし第3条第2号に該当するとして前条に定める申請を行った者が、就学援助要綱第8条第1項に定める決定を受けていない場合、申請者から提出された世帯全員の所得金額が確認できる書類をもって就学援助要綱第4条の基準に照らし適否を判断し決定することができる。

2 前項の規定により決定した場合、教育委員会は、就学援助医療費決定通知書（第2号様式）により申請者に、就学援助医療費決定通知書（第3号様式）により学校長に通知するものとする。

( 援助の期間 )

第 7 条 援助の期間は、就学援助要綱第 9 条及び第 9 条の 2 の規定により、就学援助の期間として認定された期間とする。

( 援助の廃止 )

第 8 条 教育委員会は、申請者及び受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号のいずれかに該当するに至った日以降における援助を廃止することができる。

(1) 就学援助要綱第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当し、就学援助が廃止されたとき。

(2) 就学援助医療費の申請に虚偽又は不正があったとき。

2 前項の規定により就学援助医療費を廃止するときは、就学援助医療費廃止通知書（第 4 号様式）により受給者に、就学援助医療費廃止通知書（第 5 号様式）により学校長に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により就学援助を廃止した場合において、既に行った金銭給付があるときは、当該金銭給付の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 第 2 項に規定する就学援助医療費廃止通知書は、就学援助要綱第 13 条第 2 項の就学援助廃止通知書をもって、行われたものとみなす。

( 認定の取消 )

第 9 条 第 6 条第 1 項ただし書きの規定により決定された者が、就学援助要綱第 8 条第 1 項の規定による決定を受け、その結果就学援助要綱第 4 条の基準を満たさないとされたときは、教育委員会は、第 6 条第 1 項ただし書きにより行われた決定を取り消すものとする。この場合、既に行った金銭給付があるときは、当該金銭給付の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により就学援助医療費の認定を取り消すときは、就学援助医療費認定取消通知書（第 6 号様式）により受給者に、就学援助医療費認定取消通知書（第 7 号様式）により学校長に通知するものとする。

( 委任 )

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。



第2号様式（第6条関係）

就学援助医療費決定通知書		
	年	月
	日	
様		
	綾瀬市教育委員会	印
就学援助医療費について、次のとおり決定しましたので通知します。		
1	児童生徒氏名	
2	決定の結果	
	認定	
(1)	認定の区分	要保護者                      準要保護者
(2)	援助の期間	
	年	月
	日から	年
	月	日まで
(3)	援助の対象となる疾病	
	非認定	
	非認定の理由 _____	

（注）就学援助の申請に関する事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出てください。

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾瀬市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として（訴訟において綾瀬市を代表する者は綾瀬市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第3号様式（第6条関係）

就学援助医療費決定通知書

年 月 日

校長 殿

綾瀬市教育委員会 印

就学援助医療費に係る要保護・準要保護児童生徒の認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

番号	区分	学年	児童生徒氏名	保護者氏名	住所	援助の期間 (非認定の場合はその理由)	疾病の種類
1	要保護 準要保護 非認定						
2	要保護 準要保護 非認定						
3	要保護 準要保護 非認定						
4	要保護 準要保護 非認定						
5	要保護 準要保護 非認定						
6	要保護 準要保護 非認定						

第4号様式(第8条関係)

就学援助医療費廃止通知書

年 月 日

様

綾瀬市教育委員会 印

次の児童生徒は、要保護及び準要保護児童生徒に認定していましたが、就学援助医療費を廃止しましたので通知します。

学 年	第 学年
児 童 生 徒 氏 名	
認 定 区 分	要保護 準要保護
廃 止 日	年 月 日
廃 止 事 由	
疾 病 の 種 類	

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾瀬市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として(訴訟において綾瀬市を代表する者は綾瀬市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第5号様式(第8条関係)

就学援助医療費廃止通知書

年 月 日

校長 殿

綾瀬市教育委員会 印

次の児童生徒は、要保護及び準要保護児童生徒に認定していましたが、就学援助医療費を廃止しましたので通知します。

学 年	第 学年
児 童 生 徒 氏 名	
認 定 区 分	要保護 準要保護
廃 止 日	年 月 日
廃 止 事 由	
疾 病 の 種 類	

第6号様式(第9条関係)

就学援助医療費認定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市教育委員会 印

次の児童生徒は、綾瀬市就学援助医療費実施要綱第9条第2項により、認定を取り消しましたので通知します。

学 年	第 学年
児 童 生 徒 氏 名	
認 定 区 分	要保護 準要保護
認 定 取 消 日	年 月 日
取 消 事 由	
疾 病 の 種 類	

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾瀬市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として(訴訟において綾瀬市を代表する者は綾瀬市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。



第7号様式(第9条関係)

就学援助医療費認定取消通知書

年 月 日

校長 殿

綾瀬市教育委員会 印

次の児童生徒は、綾瀬市就学援助医療費実施要綱第9条第2項により、認定を取り消しましたので通知します。

学 年	第 学年
児 童 生 徒 氏 名	
認 定 区 分	要保護 準要保護
認 定 取 消 日	年 月 日
取 消 事 由	
疾 病 の 種 類	